

第5節 保健福祉施設の機能強化**1 保健所の機能の充実・強化****【現状と課題】**

平成19年4月現在、県内には県設置6カ所及び青森市設置1カ所、計7カ所の保健所が設置されています。

保健所は、結核、エイズ等の感染症対策、難病患者等に対する地域ケア対策、健康増進、生活衛生や、地域住民の保健水準の向上、精神保健などの地域保健活動を行っており、公衆衛生の専門機関としての役割を担っています。

特に、近年は、高病原性鳥インフルエンザなどの新たな感染症や、食の安全対策などに適切に対応するための健康危機管理体制の強化、自殺予防などの精神保健福祉対策、生活習慣病の予防や治療を中心とした地域医療連携対策の構築などについて、機能の強化が求められています。

地方分権の推進などに伴って、市町村の保健活動分野の役割が増加していることから、県設置の保健所は、市町村との役割分担を明確にしつつ、県民が求める保健衛生機能のうち、高度・専門的、広域的なものについて、活動・調整を行っていく必要があります。

このように、保健所は、地域の医療機関を含む多様な関係機関との連携、管内における医療提供体制の整備・拡充のための調整、健康危機管理に対する的確な対応をはじめ、健康課題の解決に向けて、地域の中で、主体的な役割を担っていくことが期待されます。

【目標】

地域住民の健康の保持及び増進を図るための拠点として、保健所の機能を強化します。

【施策の方向と主な施策】**(1) 保健・医療・福祉に関する地域の情報拠点としての機能の強化**

地域における健康課題の解決に向け、関係者が情報を共有・活用し、また、住民に対して的確に提供できるネットワーク体制を、保健所が中心となって構築します。

(2) 地域保健に関する専門的かつ技術的拠点としての機能の強化

環境衛生などの保健所独自の専門的機能を強化するとともに、県設置の保健所は、市町村が行う地域保健活動について、保健医療の総合的・広域的な視点で技術的助言等を的確に行います。

(3) 健康危機管理体制の拠点としての機能の強化

平常時から法令等に基づく監視業務等を通じて健康危機の発生の防止に努めるとともに、地域の医師会及び消防機関等の救急医療に係る関係機関、警察等の関係機関、並びにボランティアを含む関係団体等と連携し、健康危機管理体制を整備します。

(4) 企画及び調整の機能の強化

地域住民が必要な保健・医療・福祉サービスを適時適切に受けられるよう、地域の健康課題を的確に把握し、解決できる体制の強化に向けて企画及び調整を行います。

また、そのために、国等の研究事業の活用や大学等の教育機関との連携による調査・研究への積極的に取り組むほか、研修等により職員の資質向上に努めます。

保健所の所管区域の状況

(平成19年4月1日現在)

保健所名	所在地及び 連絡先	所 管 区 域	市町村数	人口(人)	面積(Km ²)
東地方保健所	青森市 017-741-8116	平内町、今別町、蓬田村、 外ヶ浜町	3町1村	28,919	652.75
弘前保健所	弘前市 0172-35-1622	弘前市、黒石市、平川市、 西目屋村、藤崎町、大鱈町、 田舎館村、板柳町	3市3町 2村	317,610	1,597.67
八戸保健所	八戸市 (合同庁舎代表) 0178-27-5111	八戸市、おいらせ町、 三戸町、五戸町、田子町、 南部町、階上町、新郷村	1市6町 1村	348,205	1,346.45
五所川原保健所	五所川原市 0173-34-2108	五所川原市、つがる市、 鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、 中泊町	2市4町	155,246	1,752.89
上十三保健所	十和田市 0176-23-4261	十和田市、三沢市、野辺地町、 七戸町、六戸町、横浜町、 東北町、六ヶ所村	2市5町 1村	191,417	2,017.73
むつ保健所	むつ市 0175-24-1231	むつ市、大間町、東通村、 風間浦村、佐井村	1市1町 3村	83,752	1,414.82
青森市保健所	青森市 (市役所代表) 017-734-1111	青森市		311,508	824.57

人口は「平成17年国勢調査報告」、面積は「平成17年全国都道府県市区町村別面積調」による。

2 精神保健福祉センターの機能の充実・強化

【現状と課題】

精神保健福祉センターは、県民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加のための援助など、精神保健福祉に関する総合的、技術的中核機関として位置づけられています。

近年の社会の複雑化に伴い、精神障害や心の健康等に関する問題が増加しています。このため、センターは、心の健康づくり等精神保健福祉に関する知識の普及や保健所及び市町村等関係機関に積極的に技術指導と技術援助を行うほか、その他医療、福祉、労働、教育、産業等の部門と緊密な連携を図り、その機能を一層充実・強化することが求められています。

【目 標】

本県における精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に努めます。

【施策の方向と主な施策】

(1) 精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進

精神保健福祉に関する知識の普及啓発を図ります。

関係機関に対する技術指導及び技術支援体制を充実します。

精神保健福祉相談及び精神科クリニック体制を充実します。

精神保健福祉関係職員に対する教育研修を実施します。

精神科デイ・ケアの充実を図ります。

3 市町村保健事業の拠点整備

【現状と課題】

身近で利用頻度の高い保健サービスが市町村において一元的に提供されるためには、市町村保健センター等の保健活動の拠点を整備することが必要とされています。

市町村保健センターは、昭和53年度から地域における保健活動の拠点として設置が始まり、平成17年11月現在、全国では類似施設を含めると3,193カ所設置されています。

県内には、平成19年4月1日現在、40ヶ所の市町村保健センター、15市町村に類似施設（健康管理センター、農村検診センター、母子健康センター、地域福祉センター、老人福祉センター等）が設置され、市町村保健活動の拠点が整備されています。

平成6年7月に制定された地域保健法では、保健サービスを実施する総合的機能を有する中核施設として位置付けられていることから、一層の地域保健の充実が期待されているところです。

また、平成15年5月に施行された健康増進法を支援法とした21世紀の国民健康づくり運動「健康日本21」などが着実に展開されており、青森県においても平成13年1月に策定した「健康あおもり21」に基づき県民健康づくり運動を推進しているところです。

このような中において、市町村保健センターは、保健・医療・福祉の連携活動の役割を担っているため、一層重要な施設として位置付けられており、今後とも機能の充実を図ることが求められています。

【目標】

市町村における地域保健活動の拠点の充実を図ります。

【施策の方向と主な施策】

(1) 保健活動の拠点施設を有している市町村に対する機能充実のための支援

県型保健所による保健事業等に係る専門的・技術的支援を行います。(県)

(2) 関係機関との連携体制の促進

健康管理センター、農村検診センター、母子健康センター、地域福祉センター、老人福祉センター等の合築を促進し、利用者の利便向上を図られるよう支援します。(県、市町村)

【達成目標】

(1) 県型保健所が市町村に対して専門的・技術的支援を実施することにより、効果的な健康づくり関係事業が展開される。

(2) 県並びに市町村が地域保健活動に関係する機関との連携を図り、健康づくり事業等を推進している。